

建築物省エネ法の完全施行に伴う 省エネ基準の取扱いについて

平成29年3月31日をもって平成25年省エネ基準は廃止され、
平成29年4月1日から平成28年省エネ基準に一本化されます。

		平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
建築物 省エネ法	エネルギー消費性能基準 (平成28年省エネ基準)																
省エネ法	(平成25年省エネ基準)																廃止

平成25年省エネ基準は廃止され、
利用できなくなります。

各審査業務の取扱い

審査業務	取扱い
住宅性能評価	設計住宅性能評価の引受日が平成29年4月1日以降の場合、平成28年省エネ基準を適用。
長期優良住宅	所管行政庁への認定申請日が平成29年4月1日以降の場合、平成28年省エネ基準を適用。
低炭素建築物	所管行政庁への認定申請日が平成29年4月1日以降の場合、平成28年省エネ基準を適用。
BELS	引受日が平成29年4月1日以降の場合、平成28年省エネ基準を適用。
贈与税の非課税措置にかかる証明書 (省エネ性)	引受日が平成29年4月1日以降の場合、平成28年省エネ基準を適用。
すまい給付金にかかる現金取得者向け 新築対象住宅証明書(省エネ性)	引受日が平成29年4月1日以降の場合、平成28年省エネ基準を適用。
フラット35S適合証明書(省エネ性)	設計検査の引受日が平成29年4月1日以降の場合、平成28年省エネ基準を適用。
性能向上計画認定	従前から平成28年省エネ基準を適用。